

第3期生駒市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務委託仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は、生駒市(以下「甲」という。)が受託者(以下「乙」という。)へ委託する「第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務」(以下「本業務」という。)に適用するものとする。

2. 業務の目的

本市では、「第2期生駒市地域福祉計画」(平成23～27年度)以降計画を策定していないが、少子高齢化・核家族化・独身率の増加・地域のつながりの希薄化などが進み、複雑化・複合化した課題を抱える世帯が増えており、分野を超えた包括的な支援体制の構築や公的支援だけでなく地域住民主体の地域福祉活動の充実を図る必要がある。

そのため、社会福祉法(以下「法」という。)第107条に基づき地域福祉の推進を図り、「地域共生社会」を実現するための計画として新たに「第3期生駒市地域福祉計画」を策定する。また、法第109条に規定される社会福祉協議会を中心とした、地域住民・団体の活動指針となる「地域福祉活動計画」を一体的に策定することとする。

本委託契約は、市民の参画を図りながら、全庁的な取組を踏まえ、国が定めるガイドラインその他の資料を参考に、効率的かつ効果的に計画の策定を支援することを目的とするものである。

3. 委託期間

契約締結の日から令和10年3月31日まで

4. 業務にかかる計画の範囲

計画には次の内容を含むものとする。

- (1) 法第107条第1項に規定する地域福祉の推進に関する事項として同条第1項各号に掲げる次の事項
 - ①地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - ③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - ④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - ⑤地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- (2) 法第109条第1項に規定する、地域福祉の推進に関する事項として同条第1項各号に掲げる次の事業
 - ①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施に関する事項
 - ②社会福祉を目的とする活動への住民参加のための援助に関する事項
 - ③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成に関する事項

- ④①～③に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業に関する事業
- (3) 法第106条の4第2項に規定する重層的支援体制整備事業の実施に関する事項
 - (4) 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定する、市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な事項
 - (5) 生活困窮者自立支援法に規定する、生活困窮者の自立に資する施策の推進に関する事項
 - (6) 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の促進に関する施策の実施に関する事項
 - (7) その他、各法の改正が実施される場合は、改正後の規定に基づく必要な施策の推進に関する事項

5. 計画の期間

令和10年度から令和14年度までの5年間とする。ただし、策定懇話会の協議により変更されることもある。

6. 業務の内容

令和8年度：アンケート作成・実施・集計・分析、策定懇話会(1回)、
市民ワークショップ(令和8年度～令和9年度にかけて8回程度)等
令和9年度：策定懇話会（5回程度）、素案、パブリックコメント案、最終案作成等

(1) 計画策定における現状把握及び分析

① 地域の特性、人口動向、こどもを含めた計画対象者の現状把握と分析

生駒市内及び小学校区における地域の特性や人口動向、対象者の現況等を把握するため、必要に応じて関係機関や各種団体等から情報収集を行い、地域の実態把握に努めるとともに課題と将来の動向を取りまとめる。また、生駒市が把握している情報や既存の調査結果等も活用することとする。

② 地域福祉関連(保健・福祉・医療・教育・就労等)の現行施策の現状把握と分析

生駒市内や小学校区における地域福祉関連分野に関する各種施策の現状(サービス供給量や整備状況等)を把握するため、必要に応じて関係機関や各種団体等から情報収集を行い、課題と供給能力の分析を行う。なお、生駒市が把握している情報を提供するものとする。

③ 現行施策の評価と課題の整理

ア 市関係部署に対する施策の実施状況の調査・分析

既存計画※に沿って乙が作成する評価シートやヒアリングの実施等により、行政の取組状況を整理・分析し、評価と課題の整理を行う。

※ 「生駒市こども計画」、「生駒市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「生駒市障がい者福祉計画」、「健康いこま21」、「生駒市自殺対策計画」、「生駒市人権施策に関する基本計画」、「生駒市地域防災計画」など

イ 市民のニーズ、意識及び地域の取組状況の集約・分析

市民ワークショップにより、市民のニーズや取組状況の把握により、地域課題を明らかにする。

ウ 福祉関係事業者、専門職や民生委員・児童委員等に対する地域福祉に関連する事業実施状況や意見等の集約・分析

乙が作成したアンケート調査票またはヒアリングにより、地域福祉に関連する事業の実施状況及び今後の意向等を把握する。

エ 当事者団体その他福祉関係団体に対する活動状況やニーズ、意見の集約・分析

乙が作成するアンケート調査票またはヒアリングにより、各団体の活動状況、ニーズや意識等の把握を行い、活動上の課題等を明らかにする。

※アンケート対象者については、市民3000人・事業所向70～100団体(福祉施設、ボランティア・市民団体、民生委員・児童委員、居宅介護支援事業者協会、生駒市シニアクラブ連合会、地域福祉団体等)を予定しており、アンケートの印刷や発送、意見等の集約・分析に係る経費も乙が負担する。

(2) 計画策定懇話会等の議事運営の支援

① 策定懇話会への出席、会議資料等の作成支援

第3期生駒市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定懇話会(令和8年度1回、令和9年度5回程度)に出席し、議事録(要旨録)等の作成及び説明支援を行う。また、会議の開催に先立ち、必要に応じ会議資料の作成を行う。

② 市民ワークショップの開催運営

市民からの意見を聴取・集約する場であるワークショップ(8回程度)に出席し、ワークショップの運営の支援、ワークショップの内容を整理・分析・課題を抽出した資料作成及び議事録を作成する。また、ワークショップの開催に先立ち、資料等の作成を支援する。

③ パブリックコメントの実施支援

パブリックコメントの実施につき、資料作成、結果の取りまとめ等について支援する。

④ 計画書案の作成

計画書案は、A4版100ページ程度、本文フォントサイズは12ポイント程度を基本とする。計画書案の作成にあたっては、イラスト・図表等を用いながら、分かりやすい構成・内容となるよう配慮するものとする。

計画書案(概要版)は、A4版8ページとする。

(3) 施策の提言、骨子案の作成

次に掲げる事項に配慮して、(1)及び(2)を踏まえた施策の提言、骨子案の作成を行うこと。

① 本市の最上位計画である「生駒市総合計画」及び「奈良県地域福祉支援計画」に即した提言を行うとともに、福祉分野の上位計画として6(1)③に既出の本市の既存計画との

整合性を図ること。

- ② 業務にかかる計画の範囲に記載した内容を踏まえた第3期生駒市地域福祉計画・地域福祉活動計画の骨子案を作成すること。
- ③ 包括的支援体制の構築を目指した施策の提言を行うこと。
- ④ 地域課題に対し、地域性を踏まえた具体的な施策や個別のニーズへの提言を行うこと。

(4) 計画書等の作成

① 計画書、計画書(概要版)の作成

計画書は、A4版100ページ程度、本文フォントサイズは12ポイント程度を基本とする。計画書の作成に当たっては、イラスト・図表等を用いながら、分かりやすい構成・内容となるよう配慮するものとする。

計画書(概要版)は、A4版8ページとする。

② 計画策定後の進捗管理を行うための帳票の作成

令和10年度以降に計画の進捗管理を行うための帳票を作成・提案する。

(5) 生駒市社会福祉協議会との連携

地域福祉活動計画の策定にあたっては、生駒市社会福祉協議会と連携を行いながら計画を作成すること。

7. 主任担当者及び実務担当者

- (1) 乙は、業務の円滑な進捗を図るため、相当の経験を有する担当者を配置するものとする。
- (2) 主任担当者は、業務の全般にわたり調査研究等の管理を行うものとする。
- (3) 本業務の円滑な進捗を図るため、主任担当者及び実務担当者の選任にあたっては、甲、乙で十分協議を行うものとする。

8. 策定にかかる打合せ(協議・調整)

初回の策定懇話会の開催前及び策定懇話会の前後に、必要に応じて随時担当部署・生駒市社会福祉協議会との協議・調整を行う。その際は、必ず主任担当者が立ち会うこと、また、打ち合わせの結果内容を記録簿として甲へ提出すること。

9. 提出書類等

乙は、契約の締結後、次に掲げる書類を速やかに提出し甲の承認を得るものとする。

- (1) 着手届
- (2) 実施計画書
- (3) 工程表
- (4) 担当者届

10. 成果物

次に掲げる成果物を指定の方法により甲に提出するものとする。

なお、成果品の体裁及び追加等は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

※データはPDF形式をCD-Rに保存したものを納品すること。

(1) 計画書

(A4版 表紙・裏表紙カラー 本編1色100ページ程度)

(2) 計画書(概要版)

(A4版 カラー 8ページ)

(3) 計画進捗管理表